

熊本県立苓明高等学校における「学校いじめ防止基本方針」

熊本県立苓明高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、決して許されるものではない。どの子にも起こりうることを十分認識し、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言う
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をする
- わざと、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする
- 金品をたかる
- 金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをする 等

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長 教頭 学年主任 人権教育推進委員会 教育相談 生徒指導部
相談支援専門員

(3) 組織の役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- イ 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ 情報の収集と記録、迅速な共有
- オ 事実関係の聴取、指導・支援体制や対応方針の決定
- カ 保護者との連携
- キ 生徒自らの啓発活動の支援

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

いじめ防止対策委員会は、下記のように年4回の会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

※相談窓口は、「教育相談係」とするが、生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生や人権教育担当、養護教諭なども含まれる。

年間計画					芥明高等学校			
学期	月	1年	2年	3年	生徒指導部	人権教育推進委員会	いじめ対策委員会	
1 学期	4	二者面談	二者面談	二者面談			第1回「いじめ防止対策委員会」年間計画の確認、問題行動調査	
	5	情報交換会			全校集会講演「先輩に話したいこと」			
	6	学ぶことの意味～人となるために～(LHR)	なかま・友だちであること～クラスづくりを考える～(LHR)	就職差別「適切な採用選考の実現」に向けてた学習(LHR)	高校生の意識調査(1年)	講師による講演会		
	7	アンケートの実施 ～安全で安心な学校生活を送るために～					「心のきずなを深めるための標語・ポスター」への応募	第2回「いじめ防止対策委員会」(進捗確認・アンケート分析)
	8	家庭訪問	二者面談	二者面談			職員校内研修	
	9	「部落問題と人権」について(LHR)	「水俣病と人権」について(LHR)	人権教育まとめ～人権を尊重するとは～(LHR)		人権教育LHR		
	10	情報交換会						
	11					「人権メッセージ」への応募		
2 学期	12	県立高校「心のアンケート」調査実施 ～楽しい学校生活を送るために～				生徒人権委員会からの便り(啓発)	第3回「いじめ防止対策委員会」(進捗確認・アンケート分析)	
	1				全校集会講演「自分だけの〇〇を見つけよう」			
3 学期	1	部落解放運動について(LHR)	ハンセン病と人権について(LHR)			人権教育LHR		
	2	アンケートの実施～安全で安心な学校生活を送るために～			アンケートの実施			
	3	二者面談	二者面談				第4回「いじめ防止対策委員会」(年間の取組検証、年間計画作成)	

5 いじめに対する措置

【いじめ防止】

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通じて規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 行政等の関係機関との定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

【いじめの早期発見】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(レター・配布物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

【いじめの早期解消】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得するいじめの早期解消を目指します。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

【いじめに対する措置】

いじめ問題が生じたときには、「いじめ防止対策委員会」の判断のもと加害者生徒に対し出校停止や停学、退学等の措置を行うことができる。また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

6 重大事案への対応

(1) 「重大事態」の発生と調査

ア 重大事態の意味について

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- なお、重大事態とは以下の場合をいう。

- 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間30日を目安とする。）
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

イ 報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は「重大事態」が発生した場合、県教育委員会へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を行う。

ウ 調査を行うための組織（設置）について

学校は、重大事態発生 of 報告後速やかに「いじめ防止対策委員会」を母体として、「学校いじめ調査委員会」を設置する。調査委員会には、教育委員会が当該重大事態の性質に応じて派遣する複数の専門家等を委員として加え、教育委員会と一体となって調査を進める。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

「事実関係を明確にする」とは、

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- 学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、調査委員会は次の点に留意して調査を行う。
 - a 必要に応じて適切な専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
 - b いじめを受けた疑いのある児童生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人が十分な聴き取りを行う。
 - c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。

d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- イ 調査結果については、県教育委員会に報告する。
- ウ 全校保護者及びマスコミへの対応については、校長を責任者として説明責任を果たす。

(3) 再発防止への取組

- ア 県教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施